

平成28年度第4回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成28年12月22日（木） 13時20分～14時40分
2. 場 所：総務省 共用会議室4
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
 - (2) 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
 - (3) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて
 - (4) 平成29年度研修実施計画について
 - (5) 平成27年分政治資金収支報告の概要（総務大臣提出分）
 - (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (7) その他
3. 閉 会

(配付資料)

資料1 政治資金監査の質の向上について

～平成27年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

参考資料 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

資料2-1 政治資金監査の質の向上について

～平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録

政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

- 資料2-2 登録政治資金監査人への周知文書（案）
- 資料3 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(第3期)
(たたき台)
- 資料4-1 平成29年度研修実施計画
- 資料4-2 研修会場の推移
- 資料4-3 会場別受講者数の推移
- 資料5 平成27年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）
- 資料6 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A-1 平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等
に関する都道府県選管等からの報告の概要及び個別の指導・助言の実施件数
（案）
- 資料A-2 「その他（政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考え
られるもの等）」について
- 資料A-3 平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等
に関する都道府県選管等からの報告一覧
- 資料A-4 指導・助言文書（案）
- 資料B 政治資金監査の質の向上について
～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、少し早いですけれども、全員おそろいですので、ただいまから平成28年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、平成28年度第2回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成28年度第3回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言についての説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、私の方から御説明させていただきます。

議題1関係でございますけれども、昨年と同様に、まだ報告が上がってこない選管がございます、昨年との比較も、その選管を除いて、同じベースで数字的にはまとめておりますことを、お断り申し上げます。

それでは、まず資料1を御覧になってください。詳しくは後ほど御説明いたしますけれども、まず事務局案として、トータルの指導・助言の件数を御覧いただきたいと思います。

1の(1)でございますけれども、今回、選管から上がってきたものの報告のうち、選管の指摘を受けて補正を受けたものであっても、2年連続で誤っていたりとか、あるいは複数の項目で誤っている事例につきましては、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられるもの等として、指導・助言の対象としたいと考えているということで、昨年なかったアの政治資金監査報告書に係るもので3人、5件、それからイの収支報告書に係るものが15人、16件ということで、単純計で18人、21件ですが、重複する方を除くと、純計としては17人、20件と、昨年よりも1人、2件、増えているところでございます。

資料1の裏は、第3回委員会で御説明したとおりでございます。

参考資料については、去年からの取組をまとめて書かせておいていただいているもので、今日の記者ブリーフィングでは、この2つで御説明するという形になります。

次に資料A-1を御覧になってください。委員限り資料でございますけれども。

これに、まず1ページの1番、報告総数及び実施件数(案)ということでございますが、これは、また数字的なものでございますので、後ほど御覧いただくこととして、個別の案件については2ページ以降で御説明させていただきたいと思います。

まず2ページの2、指導・助言対象とした報告の詳細のところでございます。

(1)政治資金監査報告書に係るものの①確認項目に係るものですが、これは①から⑨、監査報告書に係る確認項目については、既に選管による指摘に基づいて補正等がなされておまして、報告はゼロということでした。②の確認項目以外に係るものもございません

でした。

次に（２）収支報告書に係るものでございますけれども、①の確認項目に係ります収支報告書上に金額の不整合があるものが、報告人数としては１０人、件数としては１０件ございまして、昨年の１６人、１８件よりは、それぞれ６人、８件、減少しております。

次に②の確認項目以外に係るものでございますけれども、１の収支報告書と領収書の写しが整合的でなかったということで、収支報告書の金額の記載誤り、これが５人で５件ございました。

２番の収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが後に削除したものが、１人で１件。

それから３番の目的等が不一致の領収書等に係る支出を記載していたが、後に当該支出を削除したとしていたものが、１人で１件ございます。補足説明しますと、これは金額は合っていたのですが、収支報告書はＪＲの乗車券となっておりましたけれども、領収書はＪＲの発行のものでもなく、政治団体としての支出ではないと考えられるものだったため、後に削除したとのことです。

また今回から新たに、４番のところでございますが、領収書等の写しの年月日のうち年について不整合があったものも指導・助言の対象としてはどうかと考えております。

４の事例は、今回の対象は平成２７年分の監査でございましたけれども、平成２８年の日付の領収書が添付されていたという事例が１人、１件ございました。そもそも添付すべきでない領収書が添付されたいたことをチェックできなかったのは、監査を行っているかどうかすら疑われかねないということで、指導・助言の対象と考えたものでございます。補正の結果としては、領収書の日付を変えて取り直したようでございますけれども、収支の金額に影響を与える可能性のある誤りであり、指導・助言の対象とすべきと考えております。

以上により、１から４まで合わせまして、報告人数は８人、８件でございますが、重複を除くと４人で５件ということになりまして、このカテゴリーは昨年は指導・助言の対象とはしておりませんが、同様の事例から、それぞれ２人、１件減となっております。

次に、（３）その他を御覧になってください。こちらにつきましては、上記事例以外で政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられるもの等について、個別の指導・助言の対象としてはどうかということで挙げさせていただいているものでございます。

1については昨年に引き続き間違いを行った監査人に対して、2については1人で複数項目の間違いを行った監査人に対して、いわば人に着目して指導・助言の対象にすべきではないかとしたものでございます。

これについては、詳細はA-2の資料を御覧になってください。A4の縦のペーパーでございますけれども、まず1の選管から2年連続で報告があったものとして、5人の方を対象としております。

監査人A、Bの方、これは既に確認項目10ですね。収支報告書上で金額の不整合があったということでございますので、既に今年も指導・助言の対象であるのですが、このお二人につきましては2年連続で指導・助言を受けられた方ということで、参考として挙げております。

次にCの方でございますけれども、平成26年分は登録番号の誤り、平成27年分は、この登録番号に加えまして、監査対象期間が誤っておりまして、複数の項目について誤りがあった事例にも、平成27年分は該当します。

Dの方は、2年連続で政治資金監査報告書上に、支出がないのに領収書等が保存されていた旨の記載があったものです。

C、Dの方、いずれも選管の指摘がないということから、監査人本人が誤りに気づいていない可能性が高いと考えられるため、28年分も同様に誤る可能性もありますので、指導・助言の必要があると考えております。

Eの方につきましても、2年連続かつ複数項目誤っている監査人でございますが、①の金額の記載誤り、これが2年続いたほか、先ほど説明いたしました28年の日付の領収書が添付されていたという領収書等の年の誤り、その他の年月日の記載誤りがあったものでございます。

2ページ目でございますけれども、2番では、今度は複数の項目。1番は同じ人が連続でということでありましたけれども、これは同じ方が複数の項目で誤りがあったと報告があったものでございまして、監査人C、Eの方は、先ほど1番の複数年のところで御説明したところでございます。

Fの方は、①から③、複数誤りありますけれども、いずれも収支報告書と領収書の写しが整合的でなかったという、単独でも、これは指導・助言の対象となるものというものがございました。

したがって、指導・助言の対象とならない事項を複数間違っていたために今回指導・助

言の対象としたいと考えている監査人はGの方のみでございますけれども、その方の誤りとしましては、①で政治団体名の記載不備、②で監査対象期間の誤り、③で収支報告書の年月日の記載誤りがあった事例でございます。

この複数項目の誤りにつきましては、前回の取組では指導・助言の対象としておりませんでしたので、4ページ以降、今日は詳しい説明は省きますけれども、参考として、これに当てはまる事例を挙げております。

上の○、平成27年12月4日までに都道府県選管からなされた報告等に基づくものが、現時点で報告があった選管と同じ選管を比べた場合ということで、これは2件だけでございますけれども、その時点で報告の上がっていなかった選管が、その後に報告した事例が、登録政治資金監査人Kから6ページのXさんまでの事例ということで14件、14名ございました。

こういうことも踏まえて御議論いただければと思います。

3ページに戻っていただきまして、(2)、複数誤っていたけれども指導・助言の対象としないのではないかと考えられる事例について御説明いたします。

これはHさん、Iさん、連名で監査を行っている監査人の方でございます。①の収支報告書上で住所の記載不備、住所を不明と記載としたものでございますけれども、これはそもそも領収書に住所が記載されておらず、収支報告書に住所不明と記載したものであり、監査人に対して指導・助言を行う必要のある誤りとは言えないのではないかとということで、対象から外しているところでございます。

この指導・助言の対象として挙げさせていただいた、このその他のカテゴリーにつきましては、前回の取組における取扱いからの変更、複数項目のところや、当委員会としての統一性、公平性及び登録政治資金監査人の納得性の観点から、委員各位におかれても、いろいろ御意見あるかとは思いますが。

事務局といたしましては、これは補正されているものということがほとんどではございますけれども、選管から報告が上がってきた以上は単なるケアレスミスとは言い切れないものについて、指導・助言の対象にすべきではないかと考えておるところでございます。

それでは、資料A-1の3ページの(3)その他のところに戻っていただきまして、このカテゴリーの数でございますけれども、1人の方が複数間違えている事例が多いため、2カ年連続で間違えた1番の累計は5人で9件、それから2番の複数事例の報告が4人で13件ございます。ただ、合わせて単純な足し上げは9人、22件となるんですが、純計

では7人で10件ということになります。既に他の項目で指導・助言の対象となるものを除きますと、人数は3人ということになります。

次に、3の指導・助言の対象外とした報告の詳細でございます。(1)の政治資金監査報告書に係るものについて、前回の取組にはなかったものといましては、ナンバーの4番、政治資金監査報告書上の書類名の誤りというものがございましたけれども、これは「徴難明細書」と書くべきところを「徴難明細書等」ということで、「等」をつけ加えていたということで、これはケアレスミスだろうということで判断しております。

それから4ページ、(2)の収支報告書に係るものについてでございますけれども、これについては1番のところ収支報告書や領収書の年月日の記載誤りがございました。

先ほど領収書等の写しの中で、平成28年分のものがついていたということがあったわけでございますけれども。このうち1人の方は収支報告書の年の記載誤りでございましたけれども、これは領収書と異なって会計責任者の記載誤り。平成27年と書くところが、何か215というような記載ミスでしたので、指導・助言の対象とはしておりません。

また、先ほどA-2で御説明いたしました2番のところですが、住所不明と記載したというのもございました。

以上より、資料A-1の1ページに戻っていただきまして、1の報告総数及び実施件数(案)の一番下のところを御覧になっていただきますと、純計のところでございます。下から2番目の確認項目に係るものでございますけれども、この報告が10人、10件ございまして、確認項目以外に係る報告が13人、16件ございました。合計では、その上、純計の一番上の欄ですが、23人、26件ということで、昨年よりも15人、28件減少しております。指導・助言の対象を広げた関係から、その右の欄の指導・助言の人数でございますけれども、確認項目で10人、10件、確認項目以外に係るものとしまして7人、10件となっております。純計では17人、20件となっており、昨年よりも人数では1人、件数では2件増加したということになっております。

以上が資料A-1、A-2でございますけれども、資料A-3で、先ほど御説明しました報告があった事例というのを一覧表にしておるところでございます。合わせて34件の報告があったところでございます。

資料A-4が実際に委員長名で各登録政治資金監査人に対する指導・助言文書というところでございますので、確認していただきたいところでございます。今回、最初の1ページ目の2段落目でございますけれども。後にまた議題2のところ御説明いたしますけれ

ども、括弧書きで不整合があった箇所の詳細は別添を御覧くださいというところが去年と違いまして、今年は実際にどういうところが間違っていたかというところを別添でつけさせていただいて同封したいと考えております。

それぞれカテゴリーがありますので、簡単に御説明しますが、1ページの確認項目⑩に該当した場合の方、この文書を送る対象の方が8人。それから2ページの収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があった場合、※印のところがございますが、この対象が3人。それから3ページの連続して確認項目⑩に該当した場合というのが、先ほどA-2でも御説明しました2人。それから4ページの2年連続して政治資金監査報告書の記載誤りに該当した場合の文書を送る対象が2人。それから6ページの収支報告書と領収書等の写しとで複数項目の不整合があった場合の文書を送る対象が1人。それから7ページの収支報告書及び監査報告書上の複数項目に誤りがあった場合の文書を送る対象が1人ということで、計17名の方に、それぞれの文書を送りたいと考えております。

議題1の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これは、まだ上がってこない分は東京だけですか。

【今長参事官】 はい、さようでございます。

【伊藤委員長】 全部そろうのは、いつですか。

【今長参事官】 口頭ベースでは若干聞いておるんですけども、まだ全然来ていないということで、おそらく年明けになると思いますので、第5回委員会には間違いなく報告させていただくということにはなりますけれども。

【伊藤委員長】 そうすると、この指導・助言も2段階に分けて出すんですね。

【今長参事官】 そうですね。昨年も同様な形で。

【伊藤委員長】 よろしいですか。それでは、本議題につきましては了承いただいたということで、次に、第2の議題といたしまして、平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言についての説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、議題2でございます。今度は平成28年分、もう年明けすぐでございますが、1月から5月末までにかけて行う収支報告書に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施をどうするかということに

ついて御説明したいと思います。

資料2-1を御覧になってください。先ほど御説明した結果の評価をしております。最初は公表資料、資料1と同様でございますけれども、その裏のページを御覧になってください。これは先ほど御説明した、まだ報告が上がってきていないところ、選管はございますけれども、それ以外をまとめた数字でございます。

指導・助言の対象とした登録政治資金監査人17人ございまして、報告書の件数は2,183件中20件、0.9%であったということ。それから、平成27年分で新たに指導・助言の対象としたものを除いたものについて比べた数字でございます。収支報告書上の金額の不整合については6人、8件減少したということにはなっておりますが、なお書きのところで書いておりますとおり、昨年、今年と2年連続で指導・助言の対象となった方が残念ながら2人いたということは、非常に残念でございます。

こういったことの改善策として、やはり昨年行っていなかった誤りのある箇所を具体的に指導・助言文書とともに送付したいと考えております。

それから2番の平成28年分収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言の実施についてどうするかというところでございますが、この取組が開始してから、まだ2年しかたっていないということ。それから登録政治資金監査人の異動という状況も生じ得ることからも、その取組を継続していくこととしております。

その際、都道府県選管等に対しましては、個別の指導・助言に係る報告に関する事務を円滑に行いやすくするよう、他の選管からの報告事例を参考にお知らせするということとしたいと思っております。

資料2-2でございます。これは28年分について行いますということの登録政治資金監査人への周知文書ございまして、本文では平成28年分もやりますということを書かせていただいておりますけれども、「記」以下では、先ほどの1番、個別の指導・助言の対象とした事例、2番として、1以外で報告のあった事例というのを具体的に書かせていただいております。1月以降に行う平成28年の監査には間違わないようにということを改めてお知らせしたいと思っております。

なお書きで、前回も説明しましたけれども、当委員会のホームページでも、これを特別なコーナーをつくりまして、改めて周知することとしたいと考えております。

議題2の説明につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発

教えてください。

【大竹委員】 よろしいですか。裏のページの方の2の2行目からなんですけれども、今後続けていく理由として、開始から2年目であると。また、登録政治資金監査人の異動という状況が生じ得ることからとなっていますけれども、この政治資金監査人の異動ということは、これは永遠に生じる話になりますので、これを続ける理由に挙げると、この取組自体が、ずっと続けなくちゃいけなくなると思うんですね。一定程度成果を上げたら、この取組もやめてもいい時期が来るんじゃないかと思うんですけれども、そのときに、この登録政治資金監査人の異動ということを経由に、今回さらに続けることとすると、そのときの、やめるときの阻害要因になるんじゃないかと思っておりますので、この文章は、ちょっとどうかなという感じがいたします。

【今長参事官】 我々としては、異動というところを是が非でもというところではないんですけれども、やはり、その前の開始してから2年目というところが主ということで。やはり、この異動という状況、一応、我々としては書かせていただいて、そのときのやめるという時点で、それが果たして続けなければならない理由かどうかは、改めて御判断いただければいいのかなというような形で書かせていただいたところでございます。

【大竹委員】 それで、開始してから2年目であり、なおかつ、まだ一定数の誤り事例が見られることから続けていくと。それでいいんじゃないかという感じがするんですけれども。

【今長参事官】 なるほど。

【大竹委員】 表現は、また考えてもらえばいいんですけれども。

【今長参事官】 はい。では、ちょっとそこは、もう私の説明は先ほど、まさしくそんな感じではございましたので、その方向で検討させていただければと思います。

【伊藤委員長】 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の件で、もし御指摘の点で修正するようなことがありましたら、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは、この件につきましても了承いただいたということで、次に参ります。第3の議題といたしまして、政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについての説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、議題3の関係でございまして、資料3と資料Bで御

説明いたします。取りまとめは、この2つが合わさったものとしたいと考えておりました、次回、2月の第5回委員会で主に御議論いただければと思っております。

それでは、まず資料3、政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第3期）（たたき台）を御覧になってください。

1ページ開けていただきますと、最初のページに目次がございますが、第2回委員会で御意見をお伺いしたとおり、第2期の取りまとめにあった4番、政治資金の監査の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項については、第2期までに方向性は示されており、状況に変化がないことから、このたたき台では、この項目を落としておるところでございます。

それから1ページ以降については、第2回、第3回委員会では明確にされていなかった部分や、若干変更があったところを中心に御説明させていただきたいと思っております。

1ページの（1）のところでございますけれども、これまでの取組の前に制度的な説明を加えておりました、5行目以下で弁護士、公認会計士、税理士の方が登録政治資金監査人になることの意義を記しているところがございます。

それから、下から3段落目に「【仮】平成28年11月末」としておるところでございますけれども、最終的には平成29年2月末の数字に全部置きかえます。

続きまして2ページの①登録者数及び登録者数の増減についてのところですが、登録抹消者の実態としては、本人からの申請に基づくものがほとんどであることから、登録抹消者の定義を、申請等に基づき登録を抹消したものと定義させていただきまして、登録抹消者という表現ぶりにしております。

それから、2ページ下の今後の方向性の部分でございます。第2回委員会のときに御議論いただいた今後の方向性よりも、具体的には3ページの上の「特に」のところ以降でございますが、地域的偏在について詳述しております。これは改めて登録政治資金監査人の絶対数が少ない県におきましては、1人の方の引退でも大きな影響があることから、周知の必要性を強調しておるところでございます。

次に3ページ、（2）政治資金監査に関する研修の実施でございますけれども、冒頭に制度的な面を記しておりました、表の中で第2回委員会のときから修正いたしましたのは、登録時研修の方式のところでございます。この中の要望研修方式を集合研修方式、個別研修方式とパラレルに書いておったんですが、これは集合研修方式の一形態ということで再整理しております。

4 ページ目でございますけれども、①の登録時研修につきましては第2 パラグラフで第3期の研修の実施状況を、11月末現在で集合研修の方は終わりましたので、11月末現在の数字を置かせていただいております。

5 ページの今後の方向性のところも、先ほどの地域的偏在に対応した登録時研修の実施の検討を記したところでございます。

その次の②のフォローアップ研修でございますけれども、これは研修であると同時に監査の質の向上のための有力な取組でございますので、ここの研修の項目では制度的な面と、これまでの研修の実施状況、それから対応策のうち、研修の実施方法の改善を中心に記しておりまして、第3章の政治資金の監査の質の向上。今回、資料Bの方になりますけれども、分析や対応策のうち研修内容の充実と参加の促進を中心に記したところでございます。

それから7 ページでございますが、政治資金監査に関する具体的な指針等についてでございます。

(1) の政治資金監査マニュアルについて、7 ページでこれまでの取組を記し、8 ページで今回の業務制限の範囲に関するマニュアルの改正を詳述しておりますところでございます。

それで、マニュアルの改定状況については29 ページの参考資料を御覧になっていただきたいんですが、参考資料13で、これまでの政治資金監査マニュアルの改定状況についてまとめさせていただきまして、30 ページの参考資料14で、当委員会の見解について、これまでの経緯をまとめさせていただいております。

それから、10 ページに戻っていただきまして、(2) では政治資金監査に関するQ&A等について記しておりますけれども、第2回委員会でお示した過去の追加改定状況については31 ページ、32 ページの参考資料15にまとめておりますところでございます。

続いて11 ページからの第3章、政治資金監査の質の向上についてでございます。

まず11 ページ下。すみません、資料Bと言いましたけれども、フォローアップ研修は、こちらの方で質の向上の有力なツールということで記しております。

すみません、誤植がございまして、11 ページの下から2行目、「登録政治指示金監査人」になっておりますけれども、これは「登録政治資金監査人」でございます。誤っており、すみませんでした。申し訳ございません。

この項では研修内容の充実と参加の促進を中心に構成しております。第2回委員会でお話ししていなかったこととして、まず12 ページの真ん中のところでございますけれども、真ん中のなお書き。「なお、フォローアップ研修」のところでございますけれども、ここで

フォローアップ研修の実務向上研修の参加者アンケートの結果を記しております。

このアンケート結果でございますけれども、27ページの参考資料11を御覧になってください。フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者の研修受講状況というところがございます。この参加者のうち、実務経験がある方の割合でございますけれども、左から3つ目の行の回答者数のところを御覧いただきたいのですが、26年度が、うち実務経験ありのパーセンテージが61.8%、27年度が58.7%、28年度が61.3%と、受講者数の約6割の方が実務経験ありとされております。

また一番右の欄の「毎年度参加している」の行でございますが、この中で実務経験ありとされた方の割合が、26年度は68.4%、27年度は67.7%、28年度は68.7%と、毎年度、実務向上研修に参加されている方の約7割が実務経験のある方となっております。

次に13ページに戻っていただきまして、真ん中の②フォローアップ研修への参加の促進の上のところでございますけれども、「さらに」のところでございます。受講者に対するアンケートに新たに、講師の説明に対する評価を盛り込み、参考としているというところを追記しております。

それから14ページの今後の方向性のところでございますけれども、4行目の「特に」のところでございます。先ほどの参考資料11で御説明しましたとおり、「毎年度研修を受講している」と回答した受講者の約7割が政治資金監査の実務経験者であることから、実務向上研修は実務経験者からのニーズの高いものになっているため、フォローアップ研修は政治資金の監査の質の向上に寄与するものとなっているか、継続的に参加している受講者にとって有意義なものになっているかというような観点から、特に実務向上研修について内容の充実を図っていくことが適当としております。

それから、先ほどの職員の説明能力の向上については、15ページの上の方で、引き続きのアンケートの実施と研修の受講等を記載しておるところでございます。

18ページ以降が参考資料となっております。これまで御説明していないものを御紹介いたしますと、20ページの参考資料1が第3期の政治資金適正化委員会の開催状況、それから33ページ、参考資料16が質の向上に係る取組の参考ということで、取組開始時の委員長名通知をつけております。

それでは続きまして、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言についての取りまとめでございますが、資料Bを御覧になっていただきたいと思っております。

4ページのイの前のところまでは、これまで御説明したとおりでございますので、それ以降、4ページのイ以下のところでございます。4ページのイのところは平成27年分の収支報告書に係る個別の指導・助言の実施からでございますけれども、先ほど議題1で報告した内容を載せております。

6ページのウのところでは、先ほど議題2で御議論いただいた平成28年分の収支報告書に係る個別の指導・助言の実施についてでございますが、先ほど大竹委員に御説明したところについては、また変更させていただいて、直したいと思っております。

エの周知のところでございますが、登録時研修を修了した全ての登録政治資金監査人及び都道府県選管に対しての情報提供、関係士業団体を通じての周知、それからホームページでの特設ページの開設による紹介を記しております。

また、誤り事例についてのフォローアップ研修での取り上げについても、受講者から評価する意見が寄せられたということも記しておるところでございます。

それから、③の2カ年の個別の指導・助言の取組についての評価でございます。前半部分は先ほどの議題2で御議論いただいたことをまとめておまして、7ページ、3段落目の「以上より」のところでございますが、逸脱等のある監査報告書又は収支報告書の件数が、全体から見ると、先ほど0.9%と報告させていただきましたけれども、わずかではあるものの、一定数が存在すると。また、連続して指導・助言の対象となっている者もいることから、引き続き注意喚起を行っていくことが、政治資金監査の質の向上のためには有意義であること。さらに、この誤り事例等を研修の場で周知することにより、同様の誤りの防止を期待できること。それから研修の内容に盛り込んだことについては受講者からも評価されていることから、本取組は、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なものであると認められるとしております。

今後の方向性につきましては、本取組の実施によって政治資金監査報告書の記載状況等の改善、それから政治資金監査のより適確な実施により、政治資金の収支報告の適正の確保及び透明性の向上に資するものと考えられること、さらに国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につながるものと考えられることから、今後の取組の結果を踏まえながら、必要に応じて指導・助言の方法について、さらなる検討を行うことが適当であるとしております。

議題3関係の説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発

教えてください。

【田中委員】 記憶が薄れているのですが、前回の第2期の取りまとめでは、特に何が今後の課題として取り上げられたのでしょうか。

【今長参事官】 4番のところで、ちょっとタイトルだけ言わせていただきますと、領収書等の必要記載事項、会計帳簿への支出先住所の記載、金銭を伴わない収入又は支出の記載方法、前払式証票、後払式証票、クレジットカードによる支出の記載方法、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正、収支報告書に記載すべき支出の区分、業務制限の範囲、それから年の途中において国会議員関係、政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等というようなことでございまして、大体方向性としては、もう出ているような……。

【田中委員】 お尋ねした趣旨は、第2期で挙げられた、指摘された課題について、第3期で、ここまでやりました、あるいは解決しましたという、何かそういう記述があってもよいのではと思ったからです。さらに、それを向上させるような取組をやってきましたと、何かそういう記述があった方がよいのではないのでしょうか。第2期からの連続でこの第3期をと考えるということです。

【今長参事官】 そうすると4というか、そういった何か、そういう継続性に対してどう考えるかというのを。

【田中委員】 あるいは最初に何か、第2期の指摘を踏まえて、これこれ、こうやりましたよとかでもいいですし……。

【宮田事務局長】 ちょっと前文的に、この全体の報告書のところに、最初に第2期で指摘されたことを、こういうことを受けて、こんな改善もして行って、それから具体的には、こうというような前文を最初に置くような形で触れる、そういう流れがわかる形にすればと。

【田中委員】 それでよいと思います。第3期だけが独立して存在しているわけではなく、やはり第2期からの継続があるからです。

【伊藤委員長】 前の期のときに、それ、宿題みたいな形で何か残したんですかね。

【小見山委員】 同じような形で、方向性というのは書いてあります。

【伊藤委員長】 だから、最後のページのところの方向性か。あそこに書かれた……。

【宮田事務局長】 前は1つの章を置いているんですね。最後に1つの章を置いて、次に第3期にはこういうことを課題……。

【伊藤委員長】 宿題を残して……。

【宮田事務局長】 という置き方になったんですけれども。大体この第3期で、ほぼ、そういう課題がなくなったので、その章は今回は置かないという整理はしたんですけれども、ただ。

【伊藤委員長】 確かに、それがあれば。それに対する答えがないと、ちょっとあれかもしれませんね。

【宮田事務局長】 はい。それ、何かちょっと冒頭で受けるような形にして、具体的な中身は。

【伊藤委員長】 そうですね。そんなに重く書く必要はないですよ。

【宮田事務局長】 はい。

【田中委員】 書き方はいろいろですけれども、第3期は、第2期を引き継いで一応やりましたという説明があればよいと思うわけです。

【今長参事官】 すみません、たたき台でしたから、まだつけていないんですが、実は第5回委員会では「はじめに」というところをつけさせていただこうと思っていて、その中で書くことを検討したいと。

【伊藤委員長】 そうですね。

他には、どうでしょうか。

【大竹委員】 今日いただいた、2ページに取組の目的が書いてございまして。

【今長参事官】 資料Bの方です。

【大竹委員】 これ、今いただいたものですね。

【今長参事官】 Bですね。

【大竹委員】 資料Bの方ですね。Bの2ページの取組の目的、書いてございますけれども、これは今日いただいた資料1。資料1の参考資料と全く一緒の部分ですね。

【今長参事官】 はい。

【大竹委員】 ですから、前からこの辺は使われている部分で、今さら言うのも、ちょっと気が引けるんですけれども、気になりましたものですから、申し上げたいと思います。

ここで取組の目的は、いろいろ書いてございますけれども、ここで書いてありますのは、記載状況の改善につなげることで国民の信頼性を確保する。そして監査人について記載状況等に関する注意喚起を行うことで政治資金監査のより適確な実施を図ると書いてあるわけでございますけれども。これも同じところの7ページをお開きください。

7ページの今後の方向性の2つ目のパラグラフでございますけれども、本取組を継続して実施することにより政治資金監査報告書の記載状況の改善や政治資金監査のより適確な実施が期待され、ひいては適正の確保、透明性の向上に資すると書いてあるわけですね。

したがって、この取組を行うこと、すなわち取組イコール指導・助言でございますけれども、指導・助言を行うことによって、この記載状況の改善と監査の適確な実施が期待される。こうつながってくるんだと思うんですね。

その効果として、ここでは最終的に政治資金の収支報告の適正の確保、透明性の向上と書いてありまして、先ほどの2ページに戻りますと、これが政治資金監査に対する国民の信頼の確保ということ、同じだと思うんですけども。どうも2ページ目の文章が、目的と方法と、それによる効果と将来の目的というものが、書き方が、ちょっと分裂している書き方になっていますけれども、7ページの方が、より素直にまとまっているような書き方になっているわけですね。

こっちの方の形で取りまとめた方がいいんじゃないかという感じが私はするんですけども。

【宮田事務局長】 ここはもともとホームページもあって公表されていますので。ここは今やっていることの全体の経緯の説明になっているので、ここを変えてしまうのもどうか。それで最後に、要するに、これ2カ年やってみてどうかという評価をして、今後の方向性ということで、今の委員から御指摘があったように、考え方も整理していますので。次からは、ちょっと整理してと思っているんですが。

【大竹委員】 なるほど。

【宮田事務局長】 ここは一応、今までの取組なので、最初の文章でこう言っているのを、今変えるのも、ちょっとどうかなという感覚で入れたところなんです。

【大竹委員】 今までのものをそのままつけているからということですね。

【宮田事務局長】 そのまま、こういうことでやってみて、こういう評価があって、次からこういう考え方でやっていきたいと思います。とりあえずやってみたところであるので、最初のところへ入れるのは、既にこういうことでやりますと言ったものを、さかのぼって変える形になるので、この流れだと、ちょっと入れにくいかなとは思っているんですけども。

【大竹委員】 わかりました。

それから5ページの真ん中辺、17人、20件(0.9%)というのが書いてあるんです

けれども、この0.9%、裸で書いてあるものだから、何のことかわからないですね。下の表を見れば数式が書いてあって、ああ、全体に対する割合かとわかるんですけども。この本文の中でずらずらっと書いてあっても何の意味かわかりませんから、落とすか、あるいは0.9%、全体の0.9%とかと入れるか。

【今長参事官】 ああ、そうですね。上の結果としての本文のところですね。

【大竹委員】 本文のところですね。

【今長参事官】 ああ、わかりました。それを……。

【大竹委員】 全体の0.9%と入れるかですね。もう1カ所、どこかあったと思いましたが、4ページの頭ですね。0.6%。ここも同じですね。

【今長参事官】 ここも同じですね。はい、わかりました。

【宮田事務局長】 それから、最初の御指摘の点ございましたので。一応27年分までの個別の指導・助言の目的ではそうなっていますけれども、28年分については、今回こういう形で整理しますので、趣旨とか目的は、来年分の通知あたりから、その辺は変えて、もうちょっと目的と、その手段と、そのあたりがわかるように整理したもので次は、28年分から出ささせていただくという形にしたいと思います。

【大竹委員】 それ、前の話ですね。今のがそうですね。

【宮田事務局長】 今度は。要するに、今まで27年分までは、こうしてくださいとか、選管に出している通知の部分はあるので、次の28年分、選管に出す通知あたりからは、趣旨、目的あたりも、ちょっと整理した形で出ささせていただきたいと思います。

【伊藤委員長】 他に何かございませんでしょうか。

それでは、この政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめにつきましては、引き続き委員の皆様から御意見を賜り、今後の委員会にお諮りしたいと存じます。

次に、第4の議題といたしまして、平成29年度研修実施計画についての説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、資料、議題4について御説明いたします。後ろからで申し訳ないんですが、まず資料4-3を御覧になってください。

資料4-3、会場別受講者数の推移というところがございますけれども、その平成28年度の実務向上研修、トータルの数字、右下の欄がございます。980名ということで、残念ながら漸減はしておったところがございますけれども、1,000人を割った状況でござ

ございます。やはり1,000という数はちょっと維持したいかなということもありますので、受講者を増やすためにもどうするかという点を考慮したのが、平成29年度の研修実施計画でございます。

資料4-1に戻っていただきまして、1番の研修時期については、本年度と同様、6月から11月ということで、監査の期間を除いた形でございます。

それから2番の研修開催地でございますけれども、平成28年度から変更したところについてはアンダーラインを引いております。

まず浜松市でございますが、これは浜松市、静岡市、両方、隔年度でやっていますので、その振りかえ。

それから受講者増の対策として1つ、近畿のところで神戸市を追加いたしました。これまで京都、神戸、隔年でやっておったところでございますが、登録政治資金監査人全体の数にしますと、近畿で2回だけは少ないということもありますし、ある程度受講者数も望めるということで、ここでは神戸を追加するような形にさせていただいております。

それから中国の広島市。これは岡山市と毎年振り替えでやっておりますので、29年度は広島市の番ということでございます。

それから四国でございます。これは今まで高松市と松山市、交互でやっておったところでございますが、先ほどの地域的偏在のところで御説明しましたとおり、高知県の登録政治資金監査人が7人と絶対数が少ないことから、地域偏在の是正の目的で、松山市からの振り替えを図るというところでございます。

それから九州では、那覇市を変更させていただいております。これまで熊本市と鹿児島市を隔年度でやっておったところでございますが。沖縄は今、登録政治資金監査人の方、32名いらっしゃるんですが、やはり地理的に離れているということで、実務向上研修の受講者が少ないというところもございますので、29年度は那覇で行わせていただきたいと思っておりますのでございます。

また高知県における地域的偏在に関してですが、去る12月12日に当事務局の職員が四国税理士会高知支部の例会の場で、政治資金監査制度の概要説明のほか、新規登録の促進等についても協力の依頼をさせていただいたところでございます。

それから、実施要領等は昨年と同様でございますが。受講者増の取扱い関係でございますが、4番の研修日程の追加、裏のページでございます。御覧になっていただきたいと思うんですけれども、(1)①の集合研修のところがございますとおり、今のところは予算の

関係もあり、本年度と同様、17回を予定しておりますが、状況によっては年度途中で東京都での開催を追加することも検討いたしたいと考えております。

その際は、(2)にございますとおり、事前に諮るか、もしくは実施直後に委員会の方には御報告したいと考えております。

資料4-2は、これまでの平成24年度から始まっております研修会場の推移、それから資料4-3は会場別の受講者数の推移でございますので、参考までに御覧いただければと思います。

議題4の関係の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【日出委員】 研修の計画はこれで結構なんですけれども、やはり前の報告で1回もフォローアップ研修に行っていない方が2,200人ぐらいいるという現状、48%ぐらいに上っているという話。ほとんど税理士が多いんだろうなと思っているので。税理士会の方でも、東京の会場で研修をやる場合に、ライブ配信で、そのまま全国の税理士会の会館を持っているところにネットを通じた形で配信して、同時にそこで受信してもらうということ、試み的にやっているんですね。

だから、こうやって巡業していただくのも結構だと思うんですけども、うちの研修部の方と話してみますけれども、このフォローアップに来ない人の知識の集積があまりにもなさ過ぎると、これまた自分がやるときになって一気に勉強するというのもなかなか大変なので、できれば、そういったチャンスをつくって、研修の機会を増やしたいなと思っています。そういう方法もあるかなと考えたので、そんなことを検討させてもらった方がいいかなと思っています。

【伊藤委員長】 これは、やっぱり減ってきているのは、どういう理由だと事務局なんかは見ているんですか。

【今長参事官】 やはり新規登録者数が頭打ちになってきているということと、ちょっと今、未受講者のアンケートとらせていただいたんですが、実務をやる見込みがないと答えられた方、非常に多いものですから、その辺も含めた対策とれるかどうか。これは非常に難しいところではあるんですが、第5回委員会で、また御議論いただければなと思っています。

【日出委員】 正直、実際に実務にタッチしていないから、行きませんという答えを、

会員から聞いています。

【伊藤委員長】 これ、例えば東京とか、大阪とか、名古屋とか、大きなところは、弁護士会とか、税理士会とか、公認会計士の会なんかの、他の士業とのすり合わせみたいなものはやって、日程を決められているわけですかね。

【今長参事官】 そこまではやっていないですね。今回ちょっと少なかった。東京が結構減ったんですが。

【伊藤委員長】 そうですね。

【今長参事官】 お盆直前だったというのは、かえっていいのかなと思ったんですが、結果としては悪かったということ。やはり日程の設定の仕方というのも大きいかなと思っております。

【日出委員】 研修の時期は、できれば12月とか、あるいは1月とか。もう実際に監査始まる直前とか、入った直後でも構わないんですけども。時間的には5月末までありますので。それを外れてしまうと、気分的にあまり足が向かないという話も聞いているんですね。なかなか難しい時期なので。

【伊藤委員長】 実際は、研修は、全然それと違うときにやるわけでしょう。

【今長参事官】 監査をやっている時期は外すようにはしていますので、6月から11月。

【伊藤委員長】 他に何かございませんでしょうか。それでは、この議題につきましても、了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第5の議題といたしまして、平成27年分政治資金収支報告書の概要(総務大臣提出分)についての説明を収支公開室長にお願いします。

【照井収支公開室長】 収支公開室長の照井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

去る11月25日に総務大臣届出分に係る平成27年分政治資金収支報告書を公表いたしましたので、その概要について説明させていただきます。お手元の資料5、横長の報道資料というものと、その後ろに縦長でポイントと記載されている資料がございますので、この内容に沿って御説明させていただきます。

まず横長資料の1ページ、表紙を御覧いただきたいと思います。27年分収支報告書の提出団体数は3,052団体ございまして、提出義務のある届出団体数に対する提出率は

88.5%となっております。団体区分別の内訳は、そこに記載のとおりでございます。

なお、記載されておられませんけれども、提出された3,052団体のうち、国会議員関係政治団体の数は766団体でございます。全提出団体数に占める割合は25%となっております。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。2ページ上段のグラフは収入額の推移でございますが、一番右の27年分の収入額は1,102億円で、前年に比べて30億円、2.8%の増加となっております。収入額については平成10年の1,865億円がピークとなっております。27年はピーク時に比べると6割程度の額になっている状況でございます。

なお、この収入額と申しますのは、前年からの繰越額を含めておらず、当該年分のみの収入額でございます。資料に出てくる表の中では本年收入額と表記してございます。

次に下段のグラフは支出総額の推移でございますけれども、一番右の27年分の支出総額は1,004億円で、前年に比べて67億円、6.3%の減少となっております。支出の方は年によって上下がありますけれども、26年、27年と2年連続で減少している状況でございます。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。3ページは収入の団体区分別及び項目別の内訳の表でございます。

下の欄の方に合計という欄がございますけれども、その主な項目は、先ほどのポイントペーパーにも表で示しておりますので、そちらもあわせて御覧いただければと思います。

27年収入額、本年收入額という欄がございますけれども、その合計額は、先ほど申しましたように1,102億円で、前年に比べて30億円の増加となっております。

主な内訳としまして、寄附の収入につきましては、個人からの寄附が35億円で2億円の減少。法人その他の団体からの寄附は26億円で1億円の増加。政治団体からの寄附は84億円で4億円の増加。寄附収入の合計では145億円で3億円の増加となっております。

また、寄附の右隣にある事業収入ですが、これは394億円で20億円の増加となっております。そのうち縦書きのポイントペーパーに内書きしてございますが、事業収入のうちの政治資金パーティーの収入でございますけれども、政治資金パーティー収入につきましては82億円で7億円の増加となっております。

また、横長の表の一番右のその他の収入というところですが、その一番右の合計の数字

は36億円の増加となっております。

横長表のその他収入の左側に借入金という欄がございます。借入金につきましては26億円減少している状況でございます。

なお、その他の収入のうち、政党交付金とその他とに区分をされておまして、その他という部分が30億円増加となっておりますけれども、これは26年に行われた衆議院議員総選挙に伴う供託金の戻り金が27年分の収入として計上されているということですか、あるいは一部特定の政党において、土地の売却収入が計上されているといったようなことが、この増加の主な要因となっていると見ているところでございます。

なお、寄附収入と政治資金パーティー収入の状況につきましては、また後ほど推移を示した表が出てまいりますので、そちらの方でも御説明したいと思います。

それから、同じ3ページの一番下の段に合計の内書きとして国会議員関係政治団体に係る収入の額を記載してございます。左側の本年收入額、27年收入額につきましては、143億円で14億円の増加となっております。その内訳として、真ん中辺の事業収入の欄で、ここで27億円の増加になっておりますが、その他の項目では大体減少となっている状況でございます。

ここで事業収入が大きく増加しておりますのは、一部特定の国会議員関係政治団体において大きな事業収入が計上されているというのがございまして、これが増加の主な要因と見ているところでございます。

次に4ページをお開きいただきたいと思っております。4ページは支出の団体区分別及び項目別の内訳の表でございます。これも下段の合計欄と、あとポイントペーパーの方の表をあわせて御覧いただきたいと思っております。

横長では一番右が支出の合計の数字でございまして、右下に合計額が出てまいりますけれども、先ほど申しましたように、合計額は1,004億円で67億円の減少となっております。

主な内訳としまして、表の左側に経常経費がございますが、その計①というところで237億円で15億円の増加。一方右側、政治活動費の計②のところでは767億円で82億円の減少となっております。政治活動費のうち減少額が最も大きいのは寄附・交付金の欄でございまして、69億円の減少。次いで、やや左側に選挙関係費という欄がございますけれども、選挙関係費で55億円の減少となっております。

この寄附・交付金が大きく減少しておりますのは、27年は国政選挙がなかったという

ことが主な要因と見ておりますけれども、さらに選挙関係費が大きく減少しておりますのは、26年衆議院選挙に伴いまして、供託金などの選挙関係費が大きく26年分に計上されておりましたが、27年は国政選挙がなかったということで、その反動で減少しているところがございます。

同じ政治活動費の中で宣伝と書いてあるところがございます。宣伝事業費でございますが、これは21億円の増加となっております。これは、やはり26年の衆議院選挙が年末に行われましたので、その支払いが越年して27年に支出として大きく計上されているということで、これが増加になっている要因と見ております。

さらに、政治活動費の中にその他の経費という欄がございます。これは33億円の増加となっておりますけれども、これは一部の政党ですとか、あるいは一部の国会議員関係政治団体で借入金の返済を計上しており、これが額が大きいものですから、ここが増加の要因になっていると見ているところがございます。

さらに、この一番下の欄に、合計の内書きとして国会議員関係政治団体の欄がございます。これは支出でございますけれども、一番右下の支出合計額は133億円で12億円の増加となっております。その内訳としまして、左側の経常経費の計①は42億円で0.1億円の減少、右側の政治活動費の計②は91億円で12億円の増加となっております。

この国会議員関係政治団体でも、やはり、その他の経費が20億円増加しております。これは、先ほど申しましたように、一部の国会議員関係政治団体で借入金の返済を大きく計上していることが増加の要因と見ているところがございます。

次に5ページをお開きいただきたいと思います。5ページは各政党本部の収入の状況を示した表でございますので、27年収入額の大きい順に上から政党を並べております。一番下段に合計欄がございますけれども、左側の本年收入額の欄は786億円で19億円の増加となっております。

主な内訳としまして、寄附収入、この計の欄を御覧いただきますと3億円の増加。それから一番右のその他の収入の計は、一番右下ですけれども、39億円の増加となっております。

一方で事業収入は8億円の減少、またその右隣の借入金も16億円の減少となっております。

その他の収入が増加しておりますのは、先ほど申しましたように、供託金の戻り金が計上されているとか、あるいは土地の売却収入が計上されているということが要因と見てお

ります。

各政党本部別につきましては、時間の都合上、説明を割愛させていただきたいと思いません。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。これは各政党本部の支出の状況を示した表でございまして、先ほどの収入の順位に合わせて上から並べております。

一番右下が支出の合計欄でございますけれども、27年の支出合計額は702億円でございまして、69億円の減少となっております。

左側の経常経費の計①の欄では16億円の増加、右側の政治活動費の計②の欄では85億円の減少となっております。

政治活動費の中で減少額が大きいのは、先ほど申しましたように寄附・交付金と選挙関係費でございまして、いずれも26年の衆議院選挙に関連するものでございます。

それから宣伝事業費につきましては25億円増加しているということで、これも26年衆議院選挙の関連でございまして。

それから、その他の経費につきましては13億円増加しておりますが、これも、先ほど申しましたように借入金の返済の計上によるものでございます。

政党別につきましては割愛をさせていただきたいと思います。

最後に7ページを御覧いただきたいと思います。これは寄附収入と政治資金パーティー収入の推移の表でございまして、まず寄附の計の欄を御覧いただきますと、平成3年が958億円でございまして、ここがピークとなっております。ずっと減少してきておりまして、27年は145億円ということで、ピーク時に比べると約85%ほど減少しているという状況となっております。

一番右の政治資金パーティー収入ですけれども、これは16年の143億円がピークとなっております、27年は82億円で、ピーク時に比べますと約42%減少しているというような状況となっております。

以上、大変雑駁でございますけれども、概要の説明を終わらせていただきます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは次に、第6の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修等についての説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、資料6を御覧になってください。登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況ですが、11月30日現在で、10月の第3回の委員会で報告した9月30日時点以降の変更点を御説明いたします。

登録が36名、抹消が4名ございましたので、差し引き登録者数で32名増えて、その数字にあるとおり4,815名となっております。

内訳としては、弁護士の方が295となっておりますが3名増、それから公認会計士の方が6名増えて863、税理士の方が23名増えて3,657名ということになっております。

続きまして、その裏の研修の実施状況を御説明いたしますと、11月30日現在の数字でございますが、登録時研修が10月分が25名、それから11月分が32名ということで、平成28年度、合計では150名となっております。これまでの合計で5,062名でございます。

それから3、4のフォローアップ研修でございます。平成28年度の方は11月25日の東京の夜間研修を最後として、全17回開催しておりますけれども、再受講の研修者が、参加者が合計ジャスト200名、それから実務向上の参加者、先ほど御説明いたしましたとおり980名となったところでございます。

この29年度の対応につきましては、先ほど平成29年度研修実施計画で御説明いたしましたとおりでございます。

議題6の関係は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは、本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【今長参事官】 それでは、本日、円滑な御審議をいただき、まことにありがとうございました。今日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長による記者ブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。

それから、本日の委員会の議事要旨につきましては、各先生の御連絡先に、12月26日月曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

す。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【今長参事官】 次回の委員会、平成28年度第5回の委員会でございますけれども、日程調整をさせていただきました結果、2月16日木曜日の午前10時半より開催させていただきたいと思っております。詳細は、また後日、文書にて御連絡させていただきます。

【伊藤委員長】 それでは、本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。